

# 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針

## ■ 取組の背景

### ■ 未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階のBIM※をはじめとした施工合理化技術の採用を発注者側が指定する試行を行い、発注・完成時の評価項目への反映を行うとともに、BIMガイドラインを改定する。

※: BIM(Building Information Modeling)

### ■ 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月)(抜粋)

BIM導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を2019年度中に取りまとめる。

BIMを、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。

## ■ 活用方針の概要

### 2020 年度の取組

- ① BIMの新たな取組
  - ・官庁営繕事業における設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行
  - ・施工BIMの活用(試行)
- ② 施工合理化技術の更なる導入促進
  - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加算
  - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③ 情報共有、打合せ等の更なる円滑化
  - ・情報共有システムの活用を設計業務へ拡大(試行)
  - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行
- ④ ICT建築土工の試行継続

### 2021 年度の取組 太字・下線: 2021年度新規の取組

- ① BIMの新たな取組
  - ・官庁営繕事業における設計から維持管理段階まで一貫したBIMの活用に向けた試行
  - ・施工BIMの活用(試行)
- ② 施工合理化技術の更なる導入促進
  - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加算
  - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③ 情報共有、打合せ等の更なる円滑化
  - ・情報共有システムの活用(工事において原則※発注者指定により活用) ※小規模のもの、工期の短いもの等を除く
  - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行(案件拡大)及び要領の作成
- ④ ICT建築土工の試行継続

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化(活用方針以外)

地方公共団体、民間への展開 ⇒ 全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

## BIMの取組

●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・**拡充**)

令和3年度に発注するPFI事業において、**維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施**

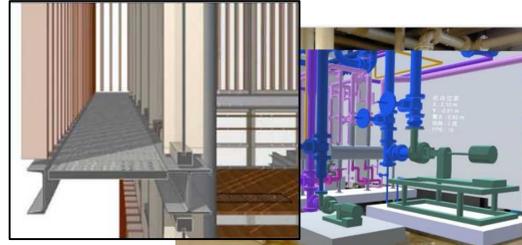
### 設計段階



成果図書の一部を**BIMで作成・納品**



### 施工段階



・提供されたデータを元に**施工BIMの実施**



### 維持管理段階



・提供されたデータの**維持管理段階での活用を検証**

## 情報共有、打合せ等の更なる円滑化

●情報共有システムを**原則発注者指定により活用**

・**原則全ての営繕工事**※で情報共有システムを活用



情報共有システムを活用した工事では**電子検査を実施**

※小規模のもの、工期の短いもの等を除く

●営繕工事における建設現場の遠隔臨場の**試行拡大**及び**要領の作成**(新規)

・「**監督職員の立会い**」を必要とする作業の一部に**遠隔臨場を適用する試行案件を拡大**



受発注者の作業効率化  
契約の適正な履行としての  
施工履歴の管理の実施

↓ 効果等を把握

**試行結果を踏まえ、要領を作成**

## 工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

- 工事・業務関係書類については、**署名又は押印を廃止**する。
- 工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、原則として、**電子メール、情報共有システム等により行うこととする。**
- 工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、**電子データを利用した検査を行う。**